

第2編 私立幼稚園に係る届出・認可について

1 幼稚園を新たに設置する場合

- ① 幼稚園設置事業計画承認申請書（別記様式第1号に準じる。別冊1 P38参照）の提出
↓
- ② 私立学校審議会への諮問・事業計画の承認
園舎の建築
園児募集活動の開始
↓
- ③ 学校法人寄附行為認可申請書（別冊1 P57参照）の提出
幼稚園設置認可申請書（別冊1 P38参照）の提出
↓
- ④ 園舎の竣工
現地調査の実施
↓
- ⑤ 私立学校審議会への寄附行為認可及び幼稚園設置認可の諮問
↓
- ⑥ 学校法人寄附行為認可
幼稚園設置認可
登録免許税非課税証明（別冊1 P77参照）
↓
- ⑦ 登記済届（学校法人の設立）（別冊1 P74参照）の提出

2 幼稚園の定員を変更する場合

- ① 収容定員に係る園則変更認可申請書（別冊1 P46参照）の提出
↓
- ② 私立学校審議会への園則変更認可諮問
↓
- ③ 収容定員に係る園則変更認可
↓
- ④ 園則変更届（別冊1 P2参照）の提出

3 幼稚園を移転する場合

- ① 私立幼稚園園舎の増改築に係る事業計画書（別冊1 P78参照）の提出
↓
- ② 事業計画の承認
建築確認申請（管轄土木事務所又は市役所）
園舎の建築
↓
- ③ 園舎の竣工
現地調査の実施
↓
- ④ 登録免許税非課税証明（別冊1 P77参照）
↓
- ⑤ 寄附行為変更届の提出（別冊1 P63参照）
登記済届（事務所の所在場所の変更）（別冊1 P74参照）の提出
位置変更届（別冊1 P50参照）の提出

4 幼稚園園舎の増・改築を行う場合

- ① 私立幼稚園園舎の増改築に係る事業計画書（別冊1 P78参照）の提出
↓
- ② 事業計画の承認
建築確認申請（管轄土木事務所又は市役所）
園舎の建築
↓
- ③ 登録免許税非課税証明（別冊1 P77参照）
園地変更届（別冊1 P22参照）の提出
園舎変更届（別冊1 P24参照）の提出

5 幼稚園園地を変更する場合

- ① 登録免許税非課税証明願 ※不動産取得税や固定資産税については、各所轄
(別冊1 P 77 参照) 庁に相談のこと

↓

- ② 園地変更届 (別冊1 P 22 参照) の提出

(注) 学校法人の理事長個人名義の土地を幼稚園の園地に使用するために、理事長個人が学校法人に対して売り渡す等の場合は、学校法人の理事長個人と学校法人の代表者としての理事長の利益が相反するため、学校法人の理事長の代わりに特別代理人(例 理事や園長等理事長の親族でない者)を選任しなければなりません。

ア 特別代理人選任請求書の提出 (別冊1 P 61 参照)

- ・ 事前に理事会等で代理人及び代理の範囲について承認が必要

↓

イ 特別代理人選任通知

6 毎年必ず行わなければならない届出

- ① 学校法人財務諸表届 (別冊1 P 70 参照)
② 登記済届 (資産総額の変更) (別冊1 P 74 参照)

7 理事及び監事の改選に伴う届出

- ① 登記済届 (代表権者の氏名及び住所) (別冊1 P 74 参照)
理事長を選任 (再任を含む。) し、代表権者等の変更登記を行った場合に提出する届
- ② 理事就任届 (別冊1 P 11 参照)
理事の選任 (再任を含む。) をした場合に提出する届
- ③ 監事就任届 (別冊1 P 15 参照)
監事の選任 (再任を含む。) をした場合に提出する届
- ④ 理事 (監事) 退任届 (別冊1 P 20 参照)
理事 (監事) が任期途中で退任した場合に提出する届。任期満了で退任し、後任者が選任された場合は提出不要。

8 納付金の変更や学級数の変更等に伴う届出等

- ① 園則変更届 (別冊1 P 2 参照)
納付金の変更や学級数の変更をする場合等、園則を変更する場合に行う届

注) 園則変更届は、変更する年度の前年に募集を始める時期以前に提出すること。

② 収容定員に係る園則変更認可

2のとおり、収容定員に係る園則の変更については、認可が必要となります。

9 園長の変更に伴う届出

① 園長採用届（別冊1 P5参照）

園長を変更する場合、園長としての適格要件について確認（疑問がある場合は、こども政策課に確認すること。）し、理事会、評議員会の議決の上提出する届

② 理事就任届

園長は、原則として学校法人の理事となるため、既に理事に就任している場合を除き、理事就任届も忘れずに提出してください。

※園長としての適格要件（別冊2 P34参照）

10 学校法人・幼稚園に関する登記事項及びその他の事項一覧

①登記事項（主なもの）

登記の種類	区 分	登 記 の 期 間 (主たる事務所の所在地 において行う場合)	根 拠 法 令
設立の登記		2週間以内 (設立認可書の到達した時から)	組合等登記令第2条
組合等登記令第2条第2項各号に掲げる事項の変更の登記(注1)		2週間以内	組合等登記令第3条第1項
資産の総額の変更登記		2月以内(事業年度終了後)	組合等登記令第3条第3項
解散の登記(合併、破産を除く)		2週間以内	組合等登記令第7条
合併の登記(注2)		2週間以内(合併認可の日から)	組合等登記令第8条
清算結了登記		2週間以内(清算結了日から)	組合等登記令第10条
他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転登記		旧所在地は2週間以内に移転の登記 新所在地は2週間以内に令第2条第2項各号に掲げる事項の登記	組合等登記令第4条

(注1) 組合等登記令第2条第2項各号に掲げる登記事項

- ①目的及び業務 ②名称 ③事務所の所在場所
④代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤解散の事由 ⑥資産の総額
⑦設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

(注2) 合併の態様により、それぞれ次の登記をする。

- ①合併後存続する学校法人については変更の登記
②合併により消滅する学校法人又は準学校法人については解散の登記
③合併により設立した学校法人又は準学校法人については令第2条に掲げる事項の登記

②その他の事項

事 項	期 間	起算日	根拠法令
財産目録の作成	法人設立時 2月以内 2週間以内	毎会計年度終了後 合併の認可の通知があった日	民法51条(私立学校法34条準用) 私立学校法47条 私立学校法53条
貸借対照表の作成	2月以内 2週間以内	毎会計年度終了後 合併の認可の通知があった日	私立学校法47条 私立学校法53条
収支計算書の作成	2月以内	毎会計年度終了後	私立学校法47条
評議員会に対する決算及び事業の実績の報告	2月以内	毎会計年度終了後	私立学校法46条
役員 の 補 充	1月以内	理事又は監事のうち、その定数の1/5を超えるものが欠けたとき	私立学校法40条
評議員会の招集	20日以内	評議員総数の1/3以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたとき	私立学校法41条

11 私立幼稚園・学校法人に係る認可・届出等関係一覧表

① 学校法人関係

区 分	事 項	申 請 者	根 拠 法 令	手 続 規 定	様式	項(別冊1)
認可事項	◎法人の設立	学校法人設立 代表者	私立学校法第 30 条、31 条	私学関施細則第 11 条	25 号	57
	寄附行為の補充	利害関係人	私立学校法第 32 条	私学関施細則第 12 条	26 号	59
	寄附行為の変更 ※学校等の名称、事務所の所在地、 公告の方法の変更は届出事項であるので除く。	法人理事長	私立学校法第 45 条 第 1 項	私学関施細則第 13 条	27 号	62
	◎法人の解散 ・2/3 以上の議決による解散 ・目的の不能による解散	法人理事長	私立学校法第 50 条 第 2 項	私学関施細則第 14 条 第 1 項、第 2 項	28 号	64
	法人の合併	法人理事長	私立学校法第 52 条 第 2 項	私学関施細則第 15 条	30 号	66
	法人組織の変更	法人理事長	私立学校法第 64 条 第 6 項	私学関施細則第 18 条	33 号	72
届出事項	寄附行為の変更 ※学校等の名称、事務所の所在地 及び公告の方法の変更に限る。	法人理事長	私立学校法第 45 条 第 2 項	私学関施細則第 13 条 の 2	27 号 の 2	62
	◎法人の解散 ・寄附行為に定めた解散事由 ・破産	清算人	私立学校法第 50 条 第 4 項	私学関施細則第 14 条 第 3 項	29 号	65
	清算中に就職した清算人届	清算人	私立学校法第 50 条 の 7	私学関施細則第 16 条	31 号	68
	準備の結了	清算人	私立学校法第 50 条 の 14	私学関施細則第 17 条	32 号	69
	登記済届	法人理事長	私立学校法施行令 第 1 条第 1 項	組合等登記令第 2 条 外 私学関施細則第 19 条	34 号	74
	理事又は監事の就任(退任)届	法人理事長	私立学校法施行令 第 1 条第 2 項	私学関施細則第 19 条 の 2	35 号	75
	理事長職務代理者就任退任届	法人理事長	私立学校法施行令 第 1 条第 2 項	組合等登記令第 6 条 私学関施細則第 19 条 の 2	36 号	76
	財務諸表届	法人理事長	私立学校振興助成 法第 14 条第 2 項	私学関施細則第 17 条 の 2	32 号 の 2	70
	収支予算変更届	法人理事長		私学関施細則第 17 条 の 2	32 号 の 3	71
報告事項	学校法人の業務又は財産の状況について不正や法令・寄附行為に違反する重大な事実の発見	法人監事	私立学校法第 37 条 第 3 項第 4 号			
その他	仮理事選任請求書	利害関係人	私立学校法第 40 条 の 4	私学関施細則第 12 条 の 2	26 号 の 2	60
	特別代理人選任請求書	法人理事長	私立学校法第 40 条 の 5	私学関施細則第 12 条 の 3	26 号 の 3	61

注) ◎私学審議会諮問事項

②私立幼稚園関係

区 分	事 項	申 請 者	根 拠 法 令	手 続 規 定	様 式	項(別冊1)
認可事項	◎幼稚園の設置	設立者	学校教育法第4条	私学関施細則第2条	1号	38
	◎幼稚園の廃止	設置者	学校教育法第4条	私学関施細則第2条	2号	43
	◎設置者の変更	新旧設置者	学校教育法第4条	私学関施細則第2条	3号	44
	◎収容定員に係る学則の変更	設置者	学校教育法第4条 学教令第23条	私学関施細則第2条	3号の 2	46
届出事項	目的の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	8号	48
	名称の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	9号	49
	位置の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	10号	50
	学則の変更(収容定員を除く)	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	11号	51
	経費の見積及び維持方法の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	12号	52
	園地の変更(増減、権利取得 処分)	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	15号	53
	園舎の変更(増減、権利取得 処分)	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	16号	54
	園長の採用	設置者	学校教育法第10 条	私学関施細則第4条	21号	56
	休園届	設置者	私立学校法第6条			
報告事項	事故の発生	園長	私立学校法第6条			86
	災害の発生	設置者	私立学校法第6条			86
その他	指導要録等引継書	園長	学教令第31条	学教規則第28条		
	証明願(登録免許税関係)	設置者	登録免許税法第4 条			77
	園舎増改築に係る事業計画	設置者				78
	特定公益増進法人の証明	設置者	法人税法、所得税法			80
	税額控除対象法人の証明	設置者	租税特別措置法			83
	相続税の非課税に係る証明	設置者	租税特別措置法			84

注) ◎ 私学審議会諮問事項

凡例 : 学教令=学校教育法施行令 学教規則=学校教育法施行規則
私学関施細則=私立学校関係法施行細則